

# 令和6年度社会福祉法人裾野市手をつなぐ育成会事業計画

## I 基本方針

障がいのある方々が住みなれた地域で、ごく当たり前に暮らすために、自立と生きがいを高め、誰もが自分らしく尊厳をもって生きられる共生社会の実現をめざします。

私たち裾野市手をつなぐ育成会は、生産活動の機会の提供をはじめ創作的活動、社会との交流などの便宜を供与する事業を推進します。

さらに地域住民ボランティアと地域の社会基盤との連携強化を図り、安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりをめざします。

## II 重点施策

### 1 法人運営の充実

#### (1)組織の強化

「裾野市手をつなぐ育成会」は、福祉サービスの中核的な担い手としてこれまで以上に地域社会に貢献していくことが期待されています。

地域と共に歩み、地域の福祉を担い、地域に必要とされる法人をめざします。

また、社会福祉法人としての公益性、非営利性を徹底し、サービスの専門性をもった組織として、運営の透明性を確保することや組織運営のガバナンスを強化していくことが求められています。

福祉を支えるのは人であり、人員の確保や人材の育成に努め、風通しがよく働きがいのある職場をめざします。

#### (2)財政基盤の確立

適正な経営を確保し、継続的なサービス提供を行うために、安定した経営基盤の保持が求められています。

安定した経営体制を通じて利用者保護の必要性、利用者への工賃の増額、利用者本位の支援サービスの充実を推進してまいります。

日常的に最小の経費で最大の効果をあげる事業の拡充につとめ、財務の健全性を確保します。

#### (3)規律の強化

規律の強化にあつては、法的な指標や基準に基づいての法人運営を進めていく ことにあります。その前提にあるのが、内部統制、会計基準、経理

規程に基づいた適正な会計処理、予算執行です。職員全員が法令遵守、規程遵守で臨むとともに、利用者支援に励むことができるような環境をつくることが責任でもあります。

#### (4)地域社会との連携

地域における社会福祉法人としての役割を果たすことを求められています。地域住民の方々と一緒に考え、地域との交流事業を進め、法人の力を地域資源に位置付け、地域の福祉サービスの中心的役割を果たせるよう多様性と公益性に努めていきます。

- ①福祉サービス事業を推進する上で、地域社会との交流と共生を図ります。
- ②民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会等と協働事業を推進します。
- ③超高齢社会を見据え、地域生活支援拠点等の整備の推進に向けて、自立支援協議会等に積極的に参画し、地域に開かれた取組みを行います。
- ④防災意識を高め、災害に備える地域福祉活動を推進します。
- ⑤育成会員の交流と知識の向上を図るとともに、会員の増強を推進します。

### Ⅲ 事業計画

#### 1 手をつなぐ育成会

育成会の使命は、障がいのある人の自立と社会参加の促進し、差別のない共生社会を創ってまいります。相談活動、各種事業をとおして 本人＝保護者＝支援者が一体となり障がい者の自立と社会参加をめざしています。

社会福祉法人としての「裾野市手をつなぐ育成会」は、福祉サービスを必要とする障がい者が心身共に健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられると共に、その環境及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することをめざし、障害福祉サービス事業を推進します。

- (1)保護者と手をつなぎ、障がいのある人・家族の思いを尊重し事業を推進します。
- (2)東部地区をはじめ静岡県、東海北陸地区等の育成会との連携を図り、情報交換、研修の場等交流を深めます。
- (3)育成会の組織のありかた、会員の増強など取組みについて検討をします。
- (4)地域貢献事業を推進します。

#### 2 地域生活支援事業

「地域活動支援センターうぐいす」

裾野市から受託している「地域活動支援センターうぐいす」は、障がい者等の利用者が地域において自立した、日常生活及び社会生活ができるよう、日中の居場所の提供や、地域で生活の交流、社会参加の機会の提供を推進します。

- (1) 地域活動支援センターの利用者の人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができるよう推進を図ります。
- (2) 利用者が社会参加できるよう、地域社会での生活が充実するようめざします。
- (3) そのため利用者との話し合いの場を多くもち、参加できるよう配慮し創作的プログラムをはじめ有機的なプログラムの構築を推進します。

### 3 障害者福祉サービス事業

#### 「就労継続支援事業 B 型 みどり作業所」事業計画

障がい者の自立と生きがいを高めるために、地域社会との交流促進及び生活活動の機会の提供などをめざします。

意欲がある利用者に対しては、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練等の提供を推進します。

「ビニールハウス」を増設し、生産性の向上と効率化を図ります。

日常の生活では、生活リズムの確保、健康及び体力の向上、生産活動の支援、穏やかな気持ちの安定など、社会生活に向けての適応や意欲を継続していくための支援を行います。

#### (1)生活支援計画

社会生活に適応できるマナーやコミュニケーション能力、生活リズムの習慣を身につけよう支援します。

#### (2)作業支援計画

個別支援計画に基づいた作業活動等を通じて、責任感や協調性を高め、就労意欲を高める支援を推進します。

#### (3)工賃向上計画

- ①利用者の働きがい、生きがいの追及をします
- ②職員相互の連携と意識の統一をします
- ③販売拠点開拓と販売力の強化を推進します。
- ④地域住民との交流促進と連携強化を図ります。

### 4 グループホーム「みどりハイツ」事業計画

地域における知的障害者、精神障害者の利用者に、自立した生活を助長するために、食事の世話、生活支援及び介護を備えた形態での生活など支援を推進します。

## 5 生活介護事業所「さくらんぼ」事業計画

介護の必要な障害者の生活介護や創作活動、生産活動等や生活能力向上のための訓練や社会との交流を図る指導訓練を推進します。

- (1)基本的な生活習慣を確立し、健康の維持と精神的な自立と安定が図られる支援をします。
- (2)個別支援計画に基づき、利用者個々のニーズに添う良質のサービスの提供に努めます。
- (3)利用者の主体性を尊重し、自己決定ができるよう支援します。
- (4)利用者の皆さんがいきいきとすごし、活動できるよう支援します。

## 6 相談支援センター「うぐいす」事業計画

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、地域で生活する精神・知的・身体障害者の相談を行い、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な相談支援事業を効率的、効果的に実施し、障害者の福祉の増進を図り人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現することをめざします。

- (1)自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、個々のニーズに配慮して行います。
- (2)利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多彩な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (3)日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、自立支援協議会に参加します。
- (4)裾野市基幹相談支援センターは、相談支援センター「うぐいす」と相談支援センター「しゃきょう」の2か所で市受託事業を継続してまいります。事業の主な柱は
  - ①三障害に対応する総合相談、専門相談の実施及び緊急的な対応を必要とする相談。
  - ②地域の相談支援体制の強化により困難事例の対応や給付の対象とならない障がい者の支援。
  - ③裾野市と協定を結んだ、地域生活支援拠点等事業を活用した緊急時の支援等です。